

みやぎ型管理運営方式と宮城県民間資金等活用事業検討委員会の
今後のスケジュールについて

令和元年度									
令和元年度 第2回PFI 検討委員会 (実施方針案等審議)	実施方針 答申	実施方針 条例 提案・議決	実施方針 公表	令和元年度 第3回PFI 検討委員会 (要求水準書等審議)	令和元年度 第4回PFI 検討委員会 (要求水準書等審議)	特定事業 選定答申	特定事業の選定・公表 募集要項等公表・ 募集開始	運営権設定 提案・議決	事業開始
R1.10	R1.11	R1.11 議会	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.3	R3.6 又は R3.9 議会	R3 年度中

※審議の状況により、令和元年度のPFI検討委員会の開催回数については増減する可能性があります。

※令和2年度以降のPFI検討委員会開催時期については未定です。

- 現在のところ、本委員会は、合計で最大10回程度の会議を予定。
(平成30年度に1回開催。令和元年度は3～4回程度、令和2年度は4回程度の想定。主な審議事項は下表の審議内容等のとおり。)
- みやぎ型管理運営方式の事業開始（令和3年度中）に向けて、令和元年度11月に実施方針の策定について、令和元年度中を目途に特定事業の選定について、令和2年度中を目途に民間事業者の選定について、委員会として答申を出す予定。

【今後の検討委員会審議について】

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
審議内容等	(1回の開催のみ) H31.2.6	(3～4回程度の開催予定)	(4回程度の開催予定)
	概要説明	主に、実施方針・要求水準書・ 特定事業の選定・募集要項等に 関すること	主に、事業者選定に関する こと

(参考) 宮城県PPP・PFI活用ガイドライン (平成31年3月策定)

【事業開始までの主な法的手続き】 (抜粋)

項目	内容
<p>実施方針の策定</p> <p>【法第5条, 第17条】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針は、PFI法第5条に基づき作成されるもので、特定事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとするときに公共団体等が定める方針であり、PFI事業において最も重要な書類の一つである。 ・実施方針に記載される内容は法定されており、具体的には、次の①～⑦の法定事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> ①特定事業の選定に関する事項 ②民間事業者の募集及び選定に関する事項 ③民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ④公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 ⑤事業契約書の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ⑥事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 ⑦法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ・これに加え、コンセッション方式の場合は、上記典型的PFI事業における記載事項に追加して、PFI法第17条各号に従って、以下の点も具体的に記載する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> イ 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨 ロ 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容 ハ 公共施設等運営権の存続期間 ニ 第20条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額） ホ 第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ヘ 利用料金に関する事項
<p>実施方針に関する条例</p> <p>【法第18条】</p> <p>(コンセッション方式のみ該当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション方式の場合は、実施方針に規定する場合、条例により実施方針を定める必要がある。 ・実施方針に関する条例に記載される内容は法定されており、次の①～④の法定事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> ①民間事業者の選定手続 ②公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲 ③利用料金に関する事項 ④その他必要な事項